

農業生産現場における対応について

平成 2 4 年 4 月

農林水産省

構成

1. 農林水産省の対応

2. 各品目の対応

- 各品目の放射性物質調査結果及び生産現場における取組

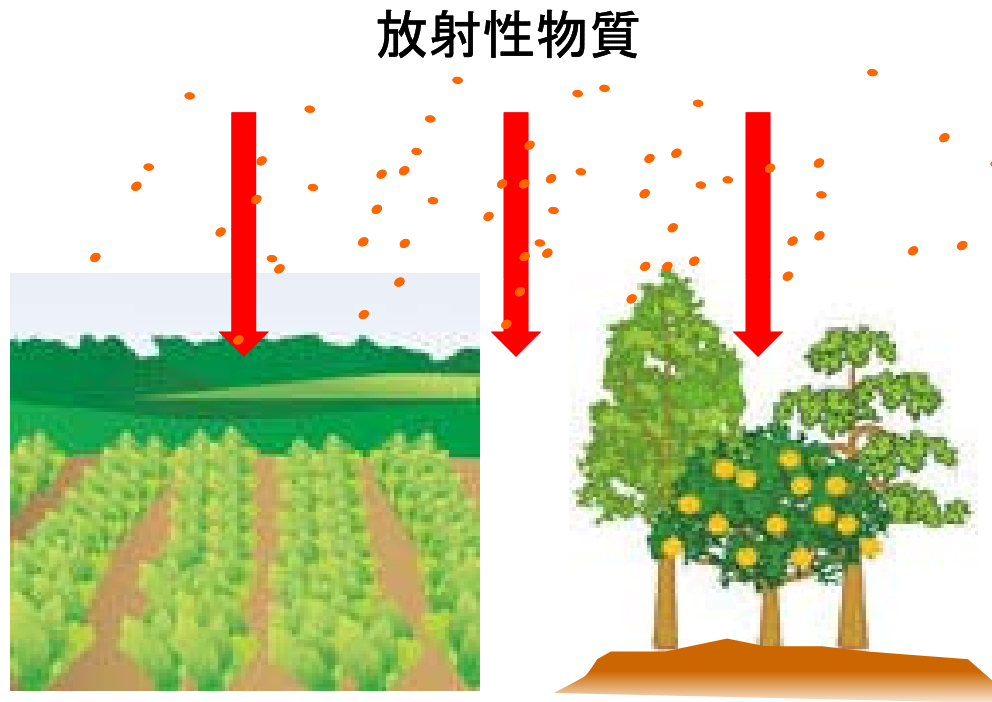
- (1) 野菜、茶、果実等の農産物
- (2) 米
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物(きのこ等)
- (5) 水産物

農林水産省の対応

- 国民に安全な食品を安定的に供給することが基本。
- 関係都県や厚生労働省等と連携。

農産物の汚染経路

■ 降下した放射性物質の直接汚染



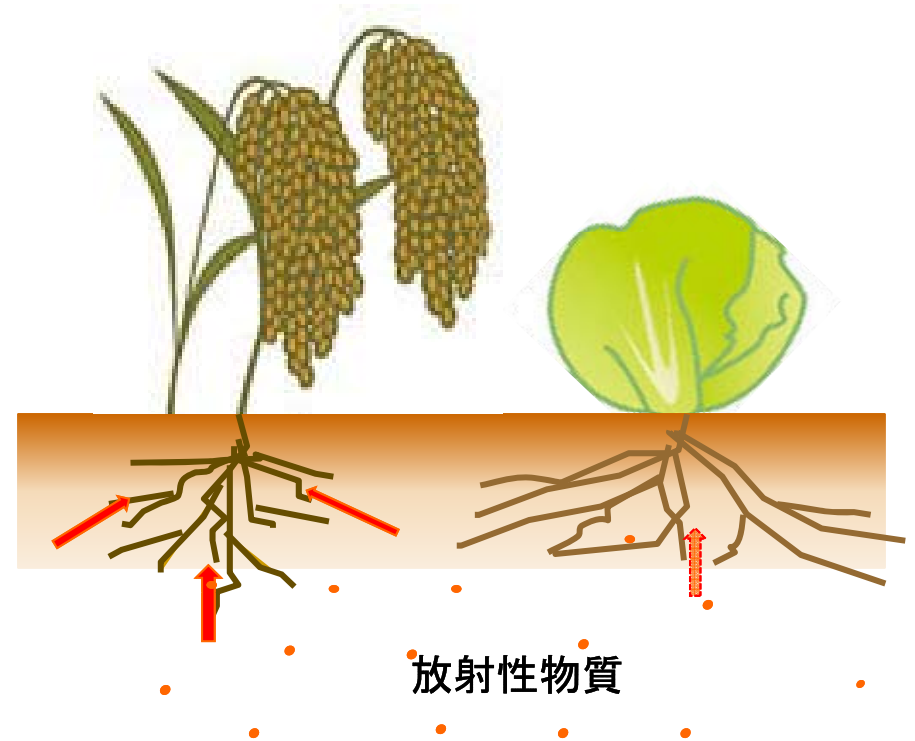
葉物野菜

事故直後

果樹・茶

事故直後に樹木に付着した放射性物質が果実や新芽に転流

■ 農地に降下した放射性物質の根からの吸収



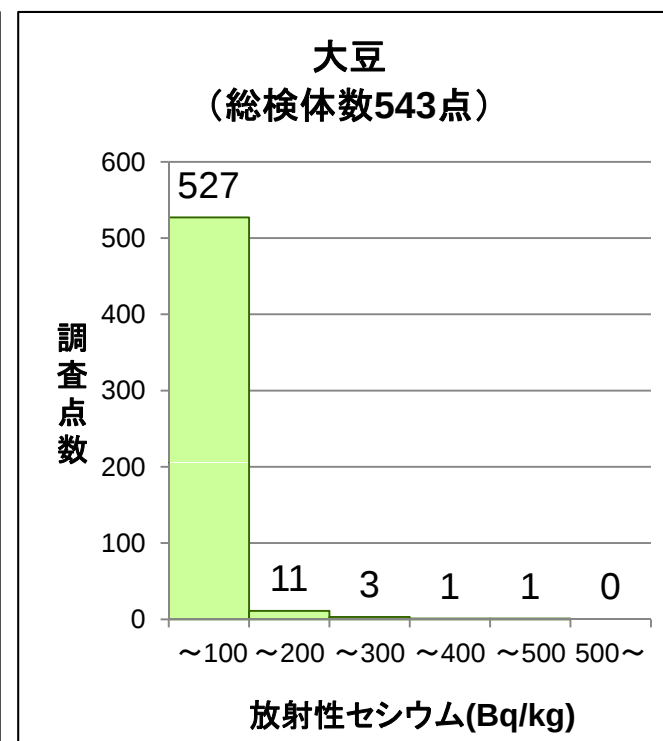
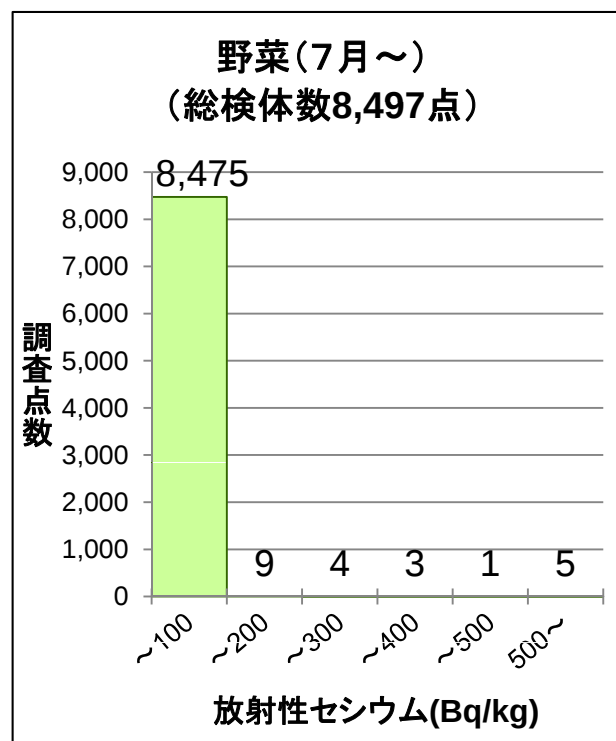
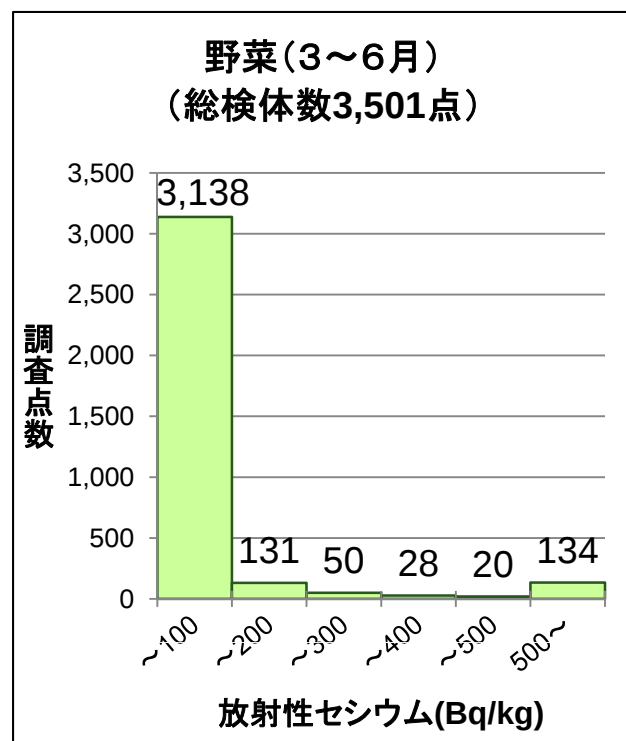
事故後の作付け等

各品目の対応
(1) 野菜、茶、果実等の農産物

野菜等の放射性物質調査結果

- 野菜については、事故当初に放射性物質が降下・付着したことにより、500 Bq/kgを超過したものがあったが、7月以降はほとんどが100 Bq/kg以下。

農産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)

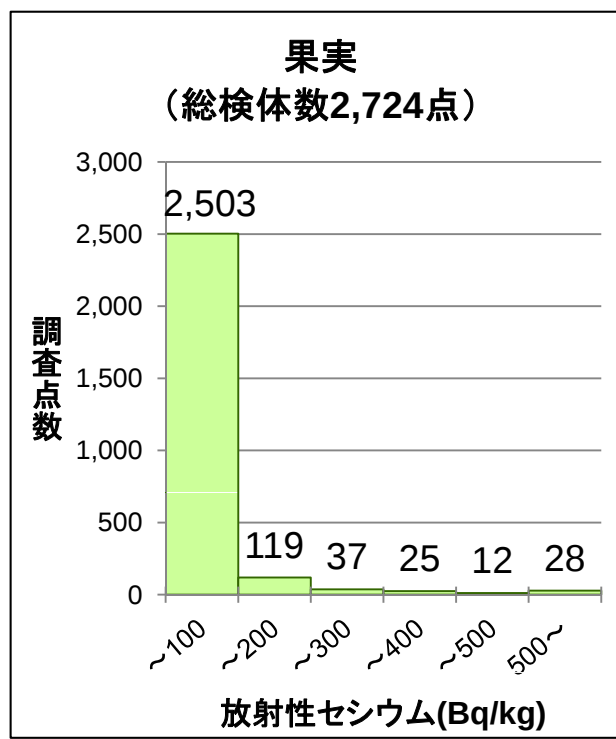
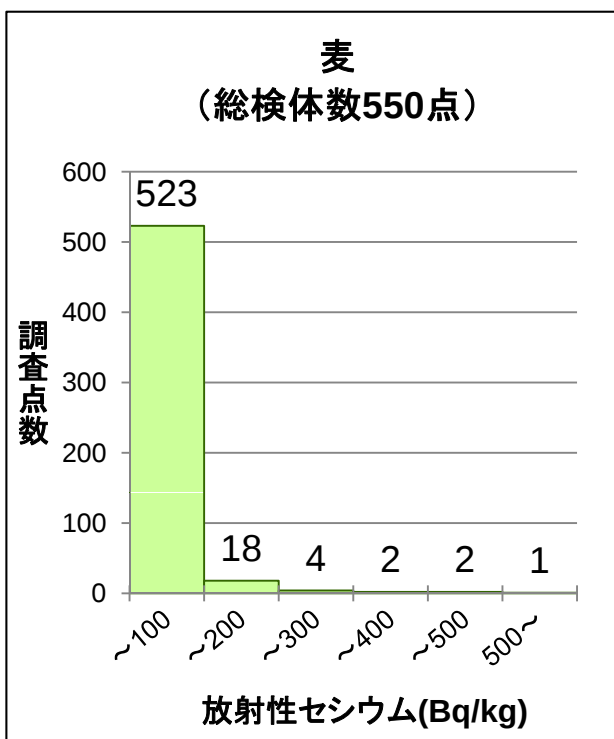


(注) ・平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

果実や茶等の放射性物質調査結果

- 果実や茶等では、降下した放射性物質の付着等により、一部 500 Bq/kg超過を検出。

農産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)



(注) ・平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

野菜、果実、茶等の農産物に関する取組

■ 野菜、果実、茶等の農産物については、

① 放射性物質の低減対策の徹底

② 収穫後の放射性物質調査

により、安全性を確保。

農産物に関する取組

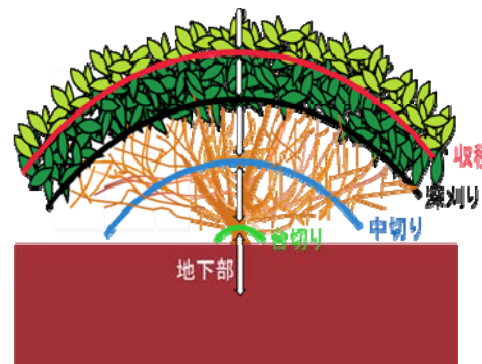
放射性物質の吸収抑制の取組

果樹の粗皮削り等



果樹については、樹体に付着した放射性物質の影響が大きいと見られており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等、樹体表面の放射性物質を除去。

茶の剪定



茶については、葉や樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられるため、剪定・整枝により、茶に移行する放射性物質を低減。

収穫後の放射性物質調査

- よりきめ細かく汚染の状況を把握するため、調査対象市町村、調査検体数、調査頻度等を明示
- 23年度に100 Bq/kg を超過したことがある品目については、原則として、調査対象17都県において生産・出荷のある全市町村で調査。
- 調査対象17都県のうち、複数品目で出荷制限の実績がある6県において、特に綿密な調査を実施。

農地土壌・資材に関する取組

農地の除染の取組

引き続き、農地の除染や吸収抑制の取組を推進

表土の削り取り



農地土壌を薄く削り取り、土壌表層に蓄積している放射性物質を除去

表層土壌と下層土の反転



表層土と下層土を反転することで、作物が吸収する層の放射性物質濃度を低減

肥料等の資材の調査、利用の自粛

農地土壌の汚染を招かないようにするため、

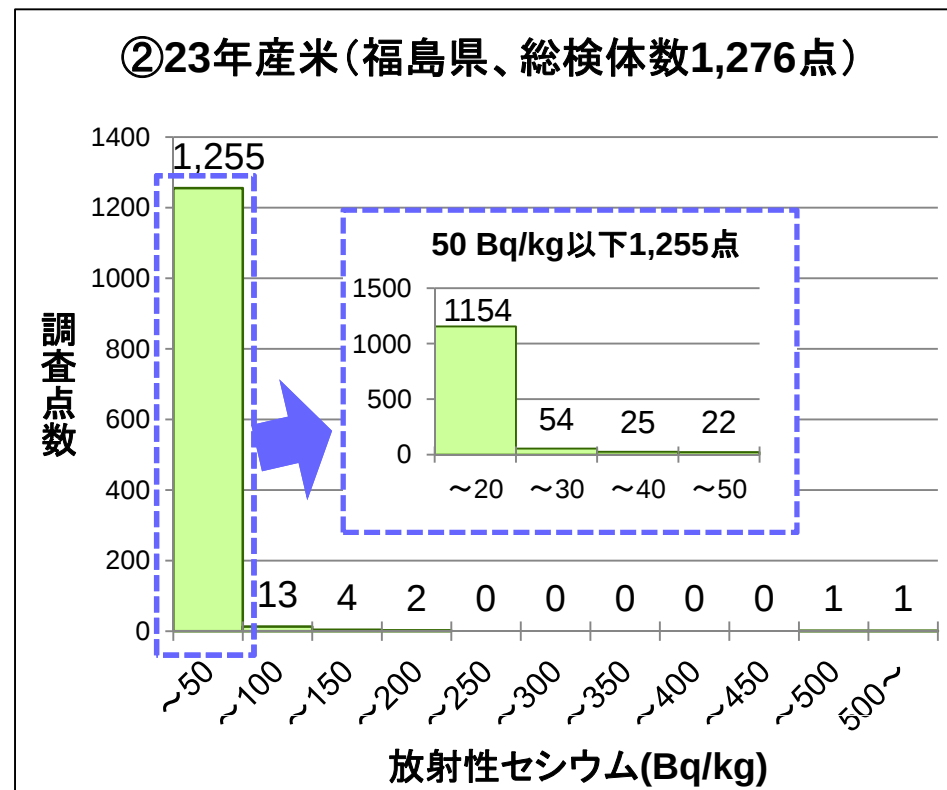
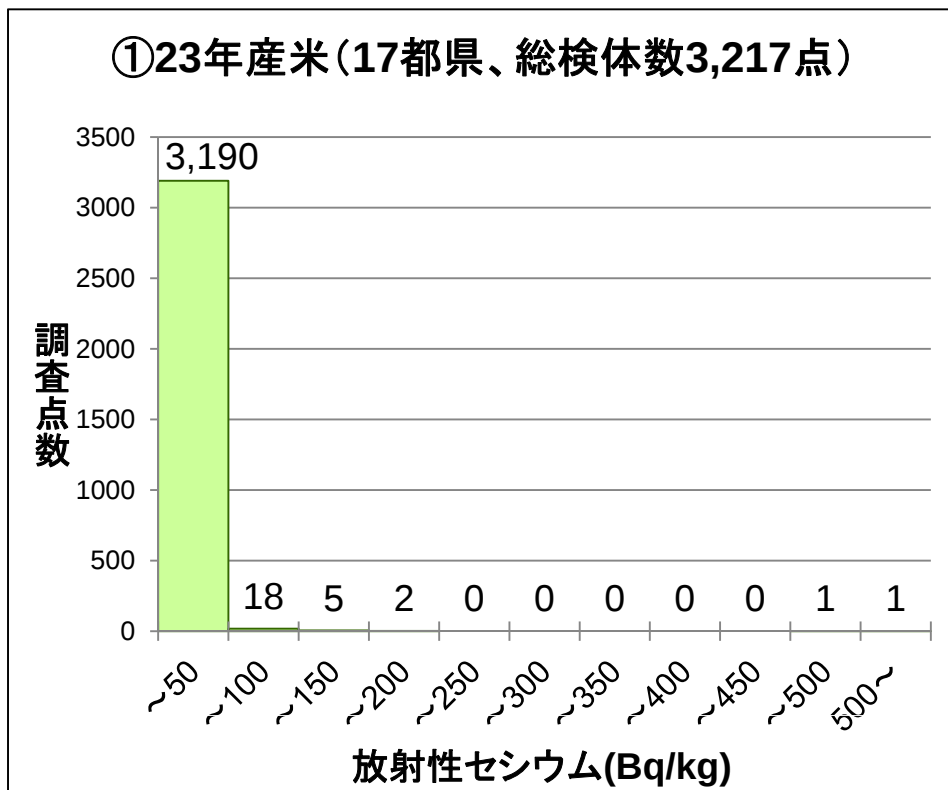
1. 肥料、土壌改良資材、培土等の資材についても暫定許容値を設定し、調査を行う
2. 許容値を超過するものについては利用の自粛等を徹底

各品目の対応 (2) 米

平成23年産米の調査結果

- 作付制限地域外の作付を行ったところについて17都県で調査を行った結果、99.2 % (福島県では98.4 %) が 50 Bq/kg 以下。

23年産米の本調査概要(放射性セシウム)



(注) ・平成23年11月17日までに公表されたデータに基づき作成。
 ・②は①の内数

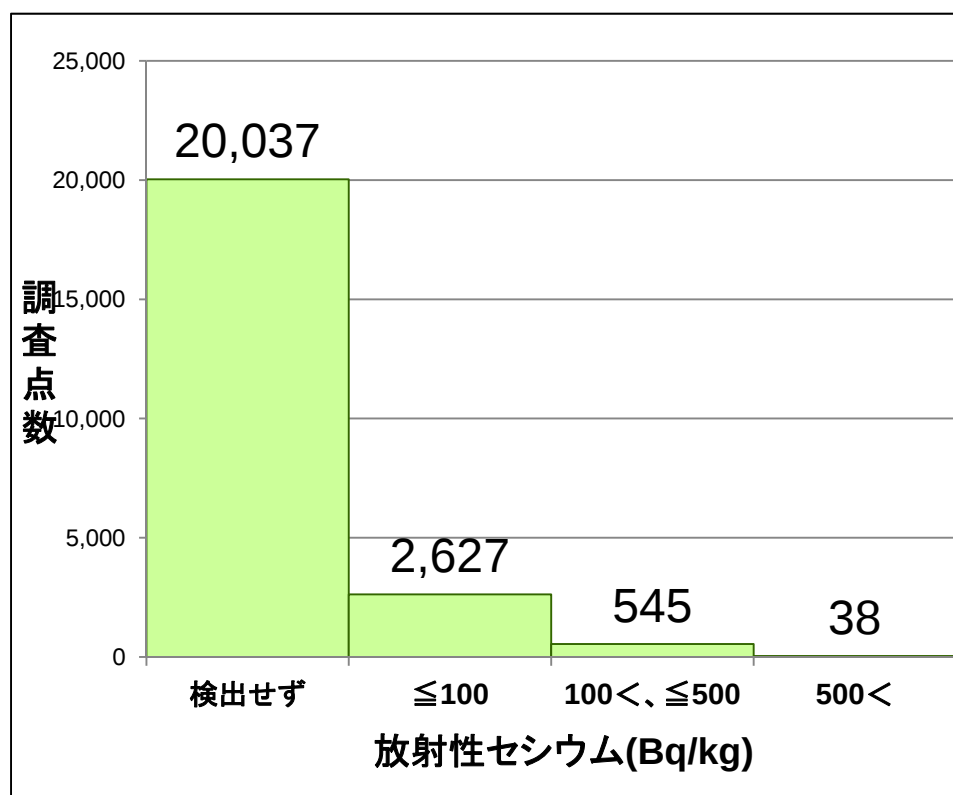
暫定規制値を超過した放射性セシウムが 検出されたことを受けて

農林水産省は、福島県と連携して実態把握と要因解析を実施。

- 本調査で玄米において放射性セシウムが検出された地域、特定避難勧奨地点が存在する地域などの米を緊急調査
- 暫定規制値を超えた米の生産ほ場等における土壌中の放射性セシウム濃度、土壌の性質、用水、周辺の森林状況等を詳細に調査

福島県における玄米の緊急調査結果

- 福島県において玄米の緊急調査を実施(29市151旧市町村:23,247戸、32,755点)
- 調査の結果、97.5%(22,664戸)が100Bq/kg以下
- 暫定規制値(500 Bq/kg)超の米を生産した農家は38戸(生産量54t)で、特定避難勧奨地点の付近等に限定的に出現



	経営体数	作付面積	1経営体 当たり 作付面積	生産量
全国	1,347,000	1,576,000 ha	1.2 ha	8,400,000 トン
福島県	66,000	64,000 ha	1.0 ha	350,000 トン
暫定規制 値超の米 を生産し た農家 (調査対 象:23,247 戸)	38	14 ha	0.37ha	54トン

(注) 平成23年2月7日福島県公表資料より。

暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析(中間報告(1))

- ① 土壌中の放射性セシウム濃度が高い。
- ② 通常の水田ではカリ肥料が不足することはないにも関わらず、当該水田ではカリ肥料の施用量が少なかったため土壌中のカリウム濃度が低く、放射性セシウムが根から吸収されやすかったと考えられる。

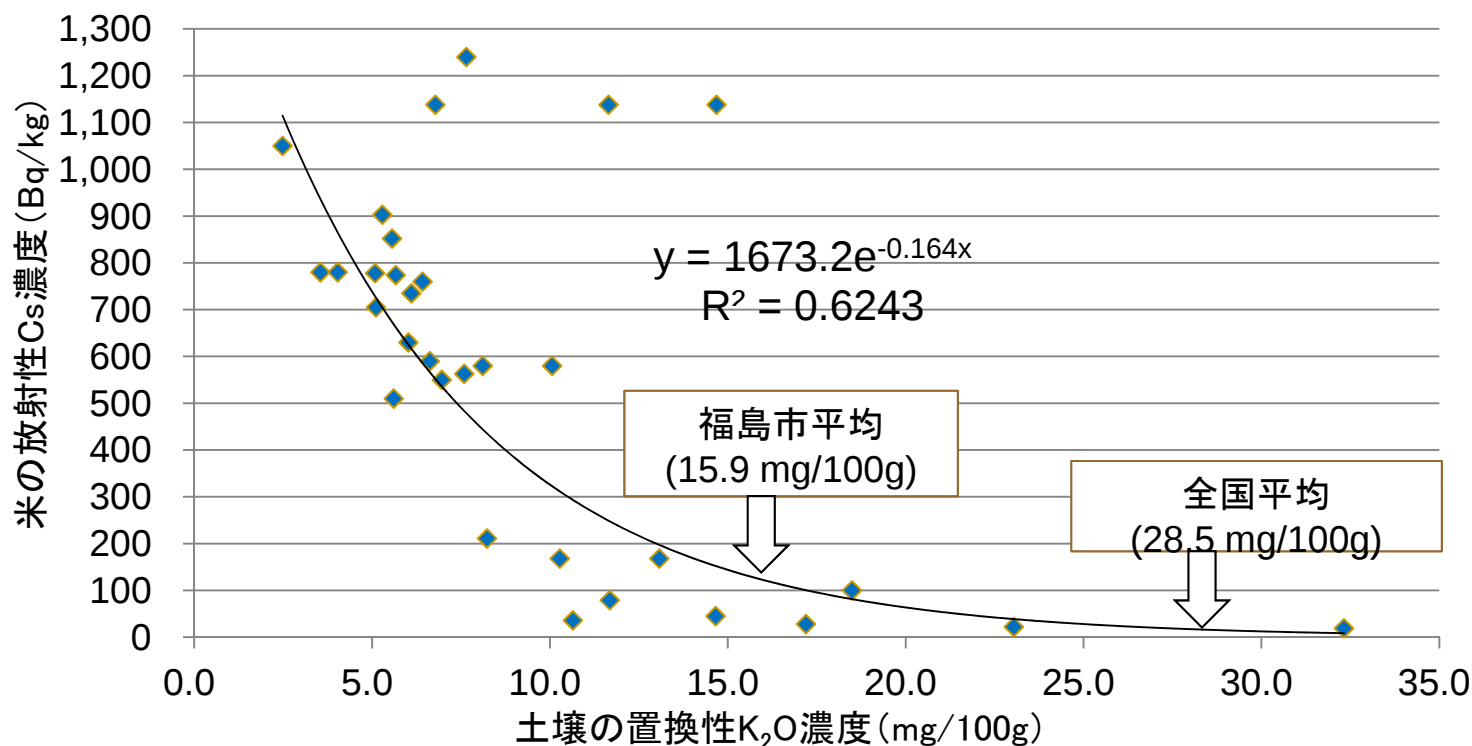
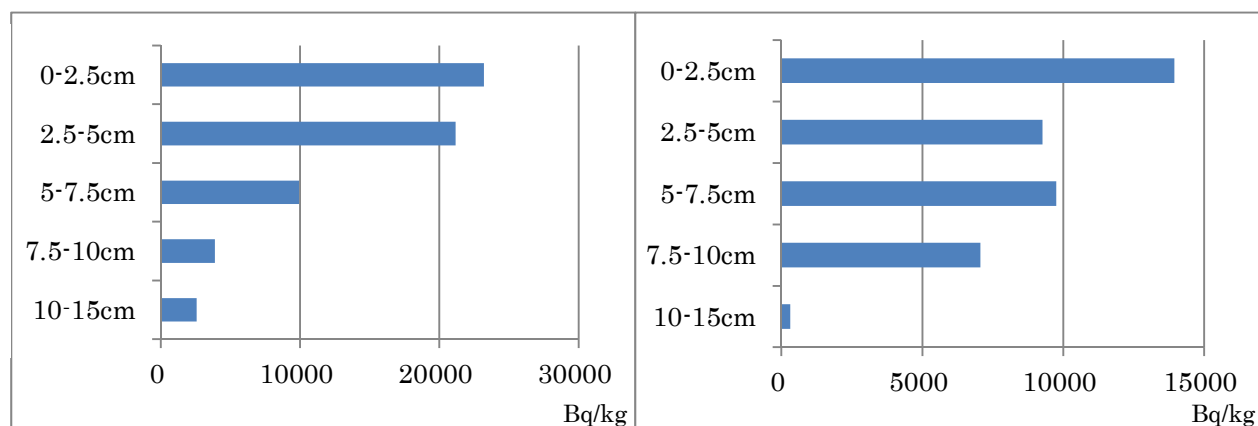


図 土壌の置換性カリウム濃度と玄米の放射性セシウム濃度との関係

暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析(中間報告(2))

- ③ 山間部の狭隘な水田は、耕うんが浅く、常時湛水状態のため、根張りが浅く、根が主に分布している土壌表層に高濃度の放射性セシウムが残り、放射性セシウムを吸収しやすい状態にあった。



土壌の層別セシウム濃度



稲株を抜いたところ

24年産米の取組

- 米については、作付制限と収穫後の調査の組合せにより安全性を確保
- 23年産米の調査結果を基に、
 - ① 警戒区域や計画的避難区域のほか、500 Bq/kgを超過した値が見られた地域等については 作付制限
 - ② 100~500 Bq/kgの値が一定程度見られた地域等については、事前に出荷を制限し、除染や吸収抑制対策を行った上で、地域の米の全量を管理・調査することを条件に作付け
- それ以外の地域については、調査により安全性を確保することとしており、23年産の調査結果等を基に調査を行う予定